

静岡市空き家情報バンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、市街化区域内に所在する空き家を有効活用することにより、当該区域における定住の促進と地域の活性化を図るため、当該空き家で、譲受け、又は借受けに供することができるものの情報を登録し、当該空き家への居住又は使用を希望する者に対し当該情報を提供する事業を実施するものとし、その実施に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市街化区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定による市街化区域をいう。
- (2) 空き家 次に掲げる要件の全てを満たす住宅及びその他建築物をいう。
 - ア 市内に所在すること。
 - イ 新たに建設された住宅又はその他建築物で、まだ人が居住の用又は使用に供したことがないもの（建設工事完了の日から起算して一年を経過したものを除く。）でないこと。
 - ウ 現に居住せず、若しくは居住する予定がないもの又は現に使用せず、若しくは使用する予定のないものであること。
- (3) 空き家情報バンク 市街化区域内に所在する空き家で、譲受け、又は借受けに供することができるものの情報を登録するシステムをいう。

(登録の対象となる空き家)

第3条 空き家情報バンクの登録の対象となる空き家（以下「対象空き家」という。）は、市街化区域内に所在する空き家で、居住し、又は使用することが可能であると市長が認めるもの（改修によって居住し、又は使用することが可能であると市長が認めるものを含む。）であって、不動産関係事業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定による免許を受けた事業者に限る。以下同じ。）が所有し、又は管理するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象空き家としない。

- (1) 国税徴収法（昭和34年法律第147号）その他の法令に基づく差押えを受けているとき。
- (2) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）が所有しているとき。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法律に違反するものであるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が登録の対象とすることが適当でないとき。

2 対象空き家については、その一部のみを空き家情報バンクに登録することはできないもの

とする。

(対象空き家の登録)

第4条 空き家情報バンクに所有し、又は管理する対象空き家の情報を登録しようとする不動産関係事業者は、空き家情報バンク空き家情報登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象空き家の位置図、間取図及び写真
- (2) 対象空き家の所有者が分かる資料
- (3) 不動産関係事業者が対象空き家の管理に係る契約を締結している場合にあっては、その契約書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その目的、内容等を審査し、必要があると認めるときは、申請者から申請に係る対象空き家の情報を聴取し、又は現地調査等を行い、適当であると認めるときは、空き家情報バンクに当該対象空き家の情報を登録し、空き家情報バンク空き家情報登録完了通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により空き家情報バンクに登録した対象空き家の情報(以下「登録空き家情報」という。)を市のホームページに掲載するほか、必要に応じ、適切な方法で公表するものとする。

(登録空き家情報の変更)

第5条 登録空き家情報を変更しようとする不動産関係事業者は、空き家情報バンク登録空き家情報変更届出書(様式第3号)に変更後の登録空き家に関する資料その他市長が必要があると認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る登録空き家情報を変更し、当該変更した登録空き家情報を市のホームページに掲載するほか、必要に応じ、適切な方法で公表するものとする。

(登録空き家情報の抹消)

第6条 登録空き家情報を抹消しようとする不動産関係事業者は、空き家情報バンク登録空き家情報抹消届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該登録空き家情報を抹消するものとする。

第7条 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合のほか、次に掲げる場合は、登録空き家情報を抹消することができる。

- (1) 当該登録空き家情報が登録された日から1年を経過したとき。
- (2) 対象空き家の管理に係る契約の期間が満了したとき。
- (3) 当該空き家に居住することが不可能となったと認められるとき。
- (4) 当該登録空き家情報に虚偽の情報が含まれていると認められるとき。
- (5) 当該空き家の所有者が死亡したとき。
- (6) 当該空き家の所有権その他の権利に異動があったとき。
- (7) 第8条に規定する協議結果報告書の提出があったとき（当該登録空き家に係る売買等の契約が締結された場合に限る。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が当該登録空き家情報を抹消することが適当であると認めるとき。

(雑則)

第8条 空き家情報バンクにその情報が登録された対象空き家の譲受け等について対象空き家を所有し、又は管理する不動産関係事業者と協議を実施した者は、その協議が終了したときは、空き家情報バンク協議結果報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

第9条 この要綱に定めるもののほか、空き家情報バンクに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

空き家情報バンク空き家情報登録申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

申請者 名称

代表者氏名

空き家情報バンクに当社が所有し、又は管理する対象空き家の情報を登録したいので、静岡市空き家情報バンク事業実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 空き家登録情報

不動産関係 事業者 問合せ先	担当者氏名					
	電話番号					
	メールアドレス					
空き家所在地						
利用状況 <input type="checkbox"/> 放置（ 年） <input type="checkbox"/> 別荘 <input type="checkbox"/> その他（ ）						
空き家開始時期 年 月 日						
希望する物件形態 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 売却						
<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）						
希望価格 <input type="checkbox"/> 賃貸 円/月 <input type="checkbox"/> 敷金 円 <input type="checkbox"/> 売却 円						
空き家の概要	面積		構造	建築年月	年 月	
	土地	m ²	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他（ ）	空き家の状態の目安	<input type="checkbox"/> 外観・内装ともに良 <input type="checkbox"/> 老朽化も使用可 <input type="checkbox"/> 使用に支障あり（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	建物	1階			m ²	補修の要否
		2階		m ²		
		3階		m ²		
延べ	m ²	補修の費用負担	<input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 入居者負担 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
建築物の現在の用途						
都市計画法関係		用途地域（ ）				
建築確認証		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
耐震診断		<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 実施済（補強不要・要補強） <input type="checkbox"/> 不要				

2 同意事項

当社は、次のことについて同意します。

- (1) 空き家情報バンクの登録に係る個人が所有し、当社が管理する対象空き家に関する情報のうち、所有者に関する情報以外のものを所有者の同意を得た上で、又は当社が所有する対象空き家に関する情報を空き家情報バンク利用者へ提供すること。
- (2) 空き家情報バンクへ登録した対象空き家のうち、その必要な情報の一部を公開すること。
- (3) 契約に係る協議及び契約の内容については当事者間で責任を持つものとし、市はこれに関与しないこと。

3 添付書類

- (1) 対象空き家の位置図、間取図及び写真
- (2) 対象空き家の所有者が分かる資料
- (3) 不動産関係事業者が対象空き家の管理に係る契約を締結している場合にあっては、その契約書の写し

様式第2号（第4条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

空き家情報バンク空き家情報登録完了通知書

年 月 日付けで登録の申請のあった対象空き家の情報については、静岡市空き家情報バンク事業実施要綱第4条第2項の規定により登録したので、次のとおり通知します。

1 空き家登録番号 第 号

2 空き家登録期間 年 月 日 ～ 年 月 日

様式第3号（第5条関係）

空き家情報バンク登録空き家情報変更届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

届出者 名称

代表者氏名

空き家情報バンクに登録した対象空き家の情報を変更したいので、静岡市空き家情報バンク事業実施要綱第5条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 空き家登録番号

2 変更する事項

様式第4号（第6条関係）

空き家情報バンク登録空き家情報抹消届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

届出者 名称

代表者氏名

空き家情報バンクに登録した対象空き家の情報を抹消したいので、静岡市空き家情報バンク事業実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 空き家登録番号

2 抹消する理由

様式第5号（第8条関係）

空き家情報バンク協議結果報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	住所	〔法人にあつては、その 主たる事務所の所在地〕
報告者	氏名	
	電話	

対象空き家を所有し、又は管理する不動産関係事業者との協議結果について、静岡市空き家情報バンク事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

1 空き家登録番号

2 協議結果